事務連絡

令和２年３月 25 日

各都道府県衛生主管部(局)

民生主管部(局)

認定こども園主管部(局)

御中

教育委員会

私立学校主管部(局)

各種学校主管部(局)

附属学校を置く各国公立大学法人学校事務主管部(局)

厚生労働省医政局経済課(マスク等物資対策班)

子ども家庭局総務課少子化総合対策室

子ども家庭局保育課

子ども家庭局家庭福祉課

子ども家庭局子育て支援課

社会・援護局保護課

社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室

社会・援護局福祉基盤課

社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

老健局総務課認知症施策推進室

老健局高齢者支援課

老健局振興課

老健局老人保健課

内閣府子ども・子育て本部参事官付

文部科学省大臣官房国際課

総合教育政策局生涯学習推進課

初等中等教育局幼児教育課

健康教育・食育課

「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」の設置等について

本年３月 10 日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第２弾―」(新型コロナウイルス感染症対策本部)における介護施設等に対する布製マスクの配布については、先般、その配布方法等について、「介護施設等に対する布製マスクの配布について」(令和２年３月 18 日厚生労働省医政局経済課ほか連名事務連絡)によりお示ししたところです。今般、介護施設等に対する布製マスクに関し、「布製マスクの配布に関する電話相談窓口」を設置しますのでお知らせするとともに、併せて、布製マスクに同封するお知らせ文をお知らせいたします。

各都道府県におかれましては御了知いただくとともに、管内市町村や部局所管の関連団体、関連施設にご周知いただけるようよろしくお願いいたします。

１.電話相談窓口の設置について

(１)問い合わせ先

布製マスクの配布に関する電話相談窓口

０１２０－８２９－１７８

(２)相談受付時間

午前９時から午後６時まで(土曜・日曜・祝日も対応)

(２)設置日時

令和２年３月２６日(木) 午前９時より

(３)相談内容

・自治体、施設・事業者、利用者等からの布製マスクの配布に関する問い合

わせについては上記相談窓口をご利用いただきますようお願いいたしま

す。

・布製マスクの配布については、既に作成済みのリストに基づき、マスクを

確保次第、順次送付しております(マスクの配布について施設・事業者の

方からの申請は不要です。)。

・マスクが届いていない旨のお問い合わせにつきましては、４月 11 日以降、

上記相談窓口あてお問い合わせ下さい。

２.配布する布製マスクに同封するお知らせ文等

(１)今般の布製マスクが配布される際に(別紙)のとおり、お知らせ文を同封しますのでお知らせします。

(２)布製マスクの洗い方に関する動画

(１)のお知らせ文で<ガーゼマスクの利用・洗濯方法>を記載しておりますが、布製マスクの洗い方に関する次の動画をインターネット上に掲載していますので、お知らせいたします。

YouTube metichannel 「布マスクをご利用のみなさまへ」

(検索方法)

・ YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索して下さい。

・ <https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRo74o>

以上

(別紙)配布する布製マスクに同封するお知らせ文

各種施設、サービスの利用者、職員の皆様

本年３月 10 日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策—

第２弾—」(新型コロナウイルス感染症対策本部)において、介護施設や障害者施設、保育

所等、今般の学校休業に伴う放課後児童クラブなどの現場におけるマスク不足の解消を図

るため、再利用可能な布製マスクを、国が 2,000 万枚購入し、地方公共団体の協力も得つ

つ、介護施設等に１人１枚は行きわたるよう配布することとされています。

これを受け、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、再利用可能なマスクを無料で

配布しますので、御活用下さい。

咳などの症状のある人は積極的にマスクを使用するほか、手洗いや咳エチケットの徹底

をお願いします。

<ガーゼマスクの利用・洗濯方法>(今回、配布する布製マスクのメーカーからの情報をまとめたもの)

【ガーゼマスクの洗い方】

１.衣料用洗剤で、もみ洗いではなく、軽く押し洗いしてください。

２.十分なすすぎをしてください。

３.乾燥機は使わず、陰干しで自然乾燥してください。

【洗濯回数】

１.洗濯により縮みますが、複数回の再利用については品質上問題ないことを確認して

おります。

２.一日一回の洗濯の頻度を推奨しており、汚れがつきましたら、その都度洗濯してく

ださい。

【漂白剤、柔軟剤の使用について】

１.汚れが気になる場合は、塩素系漂白剤を使い、においがなくなるまで十分なすすぎ

をしてください。

２.柔軟剤の使用は避けてください。

【洗濯表示記号】



【ご注意】

１.漂白剤を使用する場合は、炊事用のゴム手袋などをご利用ください。

【差出人】

厚生労働省医政局経済課(マスク等物資対策班)

【問合せ先】

布製マスクの配布に関する電話相談窓口

０１２０－８２９－１７８(９時～１8 時)

※各種施設、サービスの職員の皆様は裏面もご覧ください。

○ 今回、配布する布製マスクは大人用のサイズであり、配布枚数は、

<各種施設、サービスの職員の皆様>

・ 高齢者施設・事業所、障害福祉サービス等施設・事業所、保護施設等(生活

困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所は除く。)は、職員と利用者を

対象とした枚数、

・ 保育所等、放課後児童クラブ、児童養護施設等、幼稚園、認定こども園、認

可外保育施設、各種学校幼稚部(各種学校のうち幼稚園段階に相当する課程部

分。)、生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業の事業所は、職員を対象と

した枚数を配布することとしています。

○ 利用者分の配布を受け取られている各種施設、サービスの職員の皆様におか

れては、マスクを利用者の方に配布いただき、適切なマスクの使用を促してい

ただくようお願いします。

○ 配布枚数の算出に当たっては、速やかに広く配布する観点から、各種データ

(介護報酬データ、障害福祉サービス等報酬データ、情報公表制度のデータ等)

を活用しつつ、自治体の協力も得ながら得た職員や利用者の人数等を踏まえ、配

布の枚数を設定しておりますが、直近の職員や利用者の人数の変動を反映できて

いない場合があります。

一人一枚配布いただいた上で余った分については、各施設・事業所の判断で適

切に御活用下さい。

〇 高齢者施設・事業所分については、以下の整理に基づき配布しています。

※ 詳細な配布方法は、別途、厚生労働省から事務連絡等でお示しさせていただきます。

【職員分】

・ いずれの施設・サービスについても、各施設・事業所等に配布しています。

【利用者分】

・ 施設・居住系サービス、高齢者向け住まい等については、各施設等に配布

・ 訪問系及び通所系サービス(※)については、居宅介護支援事業所に配布

しておりますので、当該事業所より各利用者に配布をお願いいたします。

※ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅

介護は各サービス事業所に配布しています。

※ 介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業(介護予防・生活支援サービス

事業に限る。)の利用者分については、地域包括支援センターに配布していますので、来所

された方にお渡しください。